

裁 決 書 1

審査請求人

〇〇

〇〇

処 分 庁

富士吉田市長

審査請求人が令和 6 年 4 月 1 6 日に提起した審査請求（行不服〇〇及び行不服〇〇、以下、「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

本件審査請求は、当初、令和 6 年度の固定資産税・都市計画税の賦課決定（以下、「本件賦課決定」という。）のうちの一部の土地の評価において「所要の補正を適用すること」を請求したものの、3 回の補正を経て、①市税務課が「固定資産税土地評価取扱要領」を市税務課長等の内部決済（推測）で非開示の取扱いとしていると電話説明した処分の取消し並び

に同要領を開示及び公表することを求めたものである。

審理関係人の主張の要旨

1 本件非開示取扱の処分性

(1) 処分庁の主張

ア 処分その他公権力の行使に当たる行為とは「その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」。これは、公権力性、法効果性、外部性、個別具体性、これらの要素すべてが認められることで初めて処分性があると判定できるものである。

イ 本件においては、固定資産税土地評価取扱要領が法律の委任のない行政規則である以上、当該要領に基づく説明においても市民に対する法的拘束力を有せず、なおかつ情報公開条例第9条に基づく請求がないため、本件非開示取扱は、法効果が生じない単なる事実行為であることから、処分性は否定される。

ウ 電話応答は処分に該当しないとした千葉県松戸市の裁決を証拠として提出する。

エ 本件非開示取扱が行政指導であるとの主張（下記審査請求人の主張ウ）については、行政指導（行政手続法第2条第6号）は、相手方を特定し、行動を促すあるいは抑制する意図を有する行為と解している。本件では質問への回答に留まり、作為や不作為を求める性質がないことから行政指導に該当しない。

（２）審査請求人の主張

ア 今回の行政不服審査法の改正は、行政処分により不利益を受けた場合も審査請求の対象としており、本件審査請求で説明しているとおり、市税務課内の内規で市民に必要な情報提供が受けにくく不利益を受けており、更に、「所要の補正」の取扱いが市税務課の内規により、市総務課や固定資産評価審査委員会の判断基準も曖昧になっており、特に、市総務課から不利益な補正命令（R6.4.30）を受けている。

イ （上記処分庁の主張イに対する反論）固定資産税土地評価取扱要領を策定する目的は、市町村が個別に独自の評価基準を定めるのではなく、全国的に評価の適正化・均衡化を図り、固定資産税の公平な課税を実現することとされている。そのため、当該要領は税金を納付していただく市民に分かりやすく周知するために作成しているものである。「当該要領が法律の委任のない行政規則」の解釈も国の国税当局と協議しこの要領を取り扱う一連の行為（課税の徴収方法等）が委任の準用等に該当するか協議結果をこの書面に添付してほしい。

ウ また、行政指導は一般には「処分」に該当しないため行政不服審査の対象とならないが、本件非開示取扱は行政手続法第35条第3項に抵触しており、審査請求人は行政手続法の違法の状況を受けていること自体、「処分」に該当すると考える。

本件については、所有者名、土地を特定して具体的に照会している。本件要領をFAXで要請したが、本件要領は非開示（非公表）のため、説明資料を確認することはできなかった。

2 本件非開示取扱に関する審査請求期間（行政不服審査法第18条1項）

（1）処分庁の主張

ア 審査請求人は、本件非開示取扱を「令和5年12月27日と28日及び令和6年1月10日頃の電話連絡」と主張していることから、本件非開示取扱の「処分があった日」を令和6年1月10日頃と把握していると考えられる。本件審査請求は令和6年4月16日付で行われており、主観的期間である「処分があったことを知った日の翌日から起算して三月」（行政不服審査法第18条第1項）を徒過している。

イ 電話対応の時点では令和5年の課税状況について説明をしており、当時、令和6年の課税について回答することはできない。

ウ 行政不服審査法改正前の昭和45年の裁判例では、「正当な理由」という言葉が「やむを得ない理由」という言葉であったが、やむを得ない理由とは、通常の注意を払っても避けられない客観的な事情を指すとされている。基本的には災害などがこの正当な理由にあたると考えている。審査請求人がいうような納税通知書が郵送される8日間は3ヶ月の審査請求期間に算入すべきである。また、令和6年1月10日にすでに本件非開示取扱を知っていたのであるから、3ヶ月の審査請求期間内に準備が可能であった。

（2）審査請求人の主張

ア 令和6年1月、市税務課職員に対し、評価センターに「所要の補正」の状況について確認したところ、当該市が状況を一番把握していると

聞いたことを伝えた。市税務課が主張する３か月を経過している明確な根拠になると思う。

イ 審査請求人としては、確認の日を２段に捉え、その処分の状況を納税通知書で確認した日も基準日と考えている。

処分の起算日を令和６年１月の市税務課との電話でのやり取りから明確に特定してほしい。令和５年１２月に電話照会した①高圧線下の農地、②土砂災害防止法における土地についての固定資産税の課税状況を確認できるのは令和６年４月１日の納税通知書（令和６年４月８日受理）が最短である。通常、納税通知書が郵送される８日間は、３ヶ月の期間から考慮される日である。その後、審査請求について市の書式の不備等の審査請求に係る市の事務処理の状況も精査して３ヶ月が経過しているのか、その間に考慮すべき事象があるか等を再検討して３ヶ月の期間の認定をお願いしたい。さらに、電話照会以降、市税務課からの補足説明がなく、かつ「所要の補正」の手続が行われていないことの必要十分条件の確認ができたことから、納税通知書の受理日である令和６年４月８日を内容の確認できた起算日としている。

ウ 本件補正命令（令和６年４月３０日）についても、３回の審査請求の事実を積み上げ、令和６年８月２９日付の補正した審査請求書で審査請求を行っており、処分を知った日から３ヶ月以内に対応している。

３ 本件非開示取扱が違法又は不当かについて

（１）処分庁の主張

ア 富士吉田市情報公開条例第 6 条に規定される開示しないことができる公文書に該当しない限り、公文書の開示を請求する市民の権利及び当市が市政に関し市民に説明する責務を履行している。

本件要領の当市ホームページでの公表については、要望として受け止めている。

イ 固定資産評価基準を根拠に市町村長は所要の補正を行うことができるという裁量を与えられている。本件要領は課税に関わる職員の主観を排除するために策定したものであり、もともと公開を前提としていない。公表すべきという法根拠はない。

ウ 1725 の自治体（全国市町村 1718 に加えて、北方領土 6 村、東京都 23 区を 1 自治体とカウントした数）において、所要の補正に言及している評価取扱要領をホームページ上公表しているのは 30 自治体、全体の 1.74% であった。また、これらの公表している 30 自治体において、本件土地 1 の地目である一般農地への高圧線下補正を適用している自治体はなく、本件土地 2 の地目である一般山林への土砂災害特別警戒補正を適用している自治体もない。

エ 本件要領は、担当職員が同一の基準に従って評価するための運用マニュアル的性格を有し、業務プロセスの透明性や一貫性を確保するための内部統制ツールとして機能している。本件要領に係る策定並びに公表の義務付けや明示的に推奨する根拠は不在と把握している。外部からの過剰な介入や解釈の相違による混乱を招く可能性があることから、行政運営の円滑性を保つために非公表としている。

オ 審査請求人の主張のうち、３年後に公表手続きが行われない場合は行政不作為を原因に審査請求をすることは可能と理解してよいかという主張（後記審査請求人の主張イ）については、本件要領は公表の義務付けや明示的に推奨する根拠は不在と把握している。ここでいう公表とは、申請に対する処分ではなく、一般に行政庁の裁量に委ねられている事実行為を指す。不作為についての審査請求は行政不服審査法第３条の規定によるものである。当該条文中の「申請」については、行政手続法第２条第３号の定義規定を準用するものと解している。

カ 後記審査請求人の主張キについては、裁判例が示す判断枠組みや法理は普遍的な法的概念に基づくものであり、処分庁が提出した証拠を本件に援用することは十分な合理性を有すると認識している。

（２）審査請求人の主張

ア 市固定資産税土地評価取扱要領については、富士吉田市情報公開条例と市税務課内の内規で外部公開しない取扱方針との接合性（原文ママ）を図り、市民に分かりやすい手続きとなるよう重ねて願います。

市固定資産税土地評価取扱要領が「市情報公開条例第６条に規定される開示しないことができる公文書に該当しない限り、」であるとするなら、税務課内の内規で外部公開しない行為は、市情報公開条例に反していると思われる。課内の内規で開示を行わないように窓口対応し、他方で開示請求すれば開示するという相反する行為を続ける必要性は何処にあるのか。

イ 情報開示については、「今後検討します。」と説明していることから、

3年後に公表手続きが行われない場合は、行政不作為を原因に審査請求をすることは可能と理解してよいか。

ウ 「所要の補正」の対象項目が課税上の重要な情報であるため、市民に開示すべき情報である。「所要の補正」の基準は、そもそも個人情報でなく、市民に市の考え方で課税の補正を行う基準を示すものであり、情報公開制度で開示請求する資料の性格ではない。「所要の補正」に係る市税務課の内規を廃止し、「所要の補正」に係る基準を市ホームページ等に情報公開して市民に基準を明確にし、市情報開示条例による開示請求の対応をしなくても市民が「所要の補正」に係る基準を確認できるようにするべきである。

「所要の補正」に関して市民へ情報提供している物があれば示してほしい。正式に国と協議して、本件要領は非開示の取扱いがベターなのか、協議結果を示してほしい。併せて、国と協議して「所要の補正」は固定資産評価審査委員会が取り扱うものなのか、市課税庁の所掌業務に係るものなのか判断を確認してほしい。

エ 市税務課からの令和6年9月24日付弁明書では、「当該要領は内規であり、外部公開していない」という記載がある。資産評価システム研究センターが公表している「(一) M I A 協議会の公表資料」(土地評価事務取扱要領の整備状況と関連する判例解説)をみると、当該要領の作成状況について、全国で81市町村が内規等で対応している。この要領は国の指導により、「所要の補正」を導入するに当たり、事務処理の基準を定めたものであり、課税者にオープンにすることを前提とした開

示可能な資料と思われる。よって、市税務課職員の窓口指導は適正を欠いていたと思われる。また、市税務課の令和6年9月24日付弁明書も適正を欠いていたように思われる。

オ 本件要領は課税のもとであるから、大部分のところがみんなオープンにしているものである。

カ 行政手続法第35条第3項は、行政指導について説明資料により説明した場合、書面の交付を求められた場合は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならないと規定している。市税務課が本件要領を内規と定め、非開示としていることは、行政手続法第35条に反する。

令和7年5月16日付弁明書で、本件要領の公表により危惧している事項が「行政上特別の支障がない限り」に該当するか県や国に確認して協議結果を書面に明記してほしい。既に市町村が要領をホームページ等に掲載している事例もあり、富士吉田市が非開示（非公表）とする正当性は少ないと思われる。

行政手続法第36条では、行政指導指針を公表しなければならないとされている。これは「所要の補正」を市民納税者に説明するときの「当該要領」がこれに該当すると思われる。

キ 市税務課提出の第7号証及び第8号証は本件とどのような関係で参考になるのか。行政事件訴訟法と本件は異なる。第9号証は出典の説明を求める。第10号証は行政手続法35条3項の磁氣的記録で公表されているものについて審査請求したものであり本件と異なる。

ク 審査請求人が市税務課に対し、本件要領を非公開とする旨の内規または決済文書の有無を照会したところ、該当する規定・文書は存在しないとの回答をうけた。処分庁の弁明書において「当該要領は内規であり、外部公開していない」との記載があるが、法的根拠及び事実に基づく記述内容になっていない。

ケ 市税務課職員は、窓口来庁者に対し、本件要領の該当部分を閲覧させ、説明しているとの説明があった。これは部分的ではあっても実質的な外部公開にあたり、弁明書の記載と矛盾する。

理 由

1 論点に対する判断

(1) 本件非開示取扱の処分性について

ア 行政不服審査法は、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度」として審査請求手続を定めている。その対象は「処分その他公権力の行使に当たる行為」、すなわち処分性を有する行為である（行政不服審査法第1条第1項）。

そして、「処分その他公権力の行使に当たる行為」とは「公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」とをいうと解されている（最一小判昭和39年10月29日判

決 民集 18 卷 8 号 1809 頁)。

イ 本件において、審査請求人は、本件非開示取扱、すなわち、「令和 5 年 12 月 27 日 28 日及び令和 6 年 1 月 10 日頃の電話連絡、及び令和 6 年 4 月 1 日付け、富士吉田市長から納税通知書の通知があった土地のうち、本件土地 1 及び本件土地 2 の照会について、電話の説明により市税務課が「固定資産税土地評価取扱要領」を市税務課長等の内部決済（推測）で非開示の取扱いとしている処分」を審査請求の対象とし、「固定資産税土地評価取扱要領」の「所要の補正」の内容を開示すべきとの裁決及び同要領を市ホームページに公表すべきとの裁決を求めている。

そして、本件非開示取扱の処分性についての審査請求人の主張は、市税務課内の内規で市民に必要な情報提供が受けにくく不利益を受けており、更に、「所要の補正」の取扱いが市税務課の内規により、市総務課や固定資産評価審査委員会の判断基準も曖昧になっており、特に、市総務課から不利益な補正命令（R6.4.30）を受けているというものである。

上記のとおり、処分性が認められる行為というには、「その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている」ことを要する。しかしながら、審査請求人が対象とする処分は、市税務課職員が照会に応答した行為を処分と捉えるものであるところ、応答行為は、照会事項に対して事実行為として応答したものにすぎず、直接審査請求人の権利義務を形成し又はその範囲を確定さ

せる法的効果を生じさせるものではない（第３号証参照）。審査請求人の主張する不利益は、事実上の不利益であり、処分性を基礎づけることはできない。

ウ 地方税法又は富士吉田市税条例等において電話によって本件要領の開示を請求する権利を定める規定があれば格別、そうでなければ文書の開示請求に関して直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている法制度は、富士吉田市においては富士吉田市情報公開条例に基づく開示請求手続である。

具体的には、富士吉田市情報公開条例（平成１０年条例第２４号）は、公文書（すなわち、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録…であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの）の開示請求手続を定めており、同条例第５条に定める者は第９条に規定する公文書の開示請求を行うことにより、第１０条に規定する「公文書を開示する旨又は開示しない旨の決定」を受けることができる。

仮に、審査請求人が、同条例に基づき「固定資産税土地評価取扱要領」の開示を求めていれば、同条例第１０条に規定する「公文書を開示する旨の決定」又は「公文書を開示しない旨の決定」がなされ、これによって、直接審査請求人の権利義務を形成し又はその範囲を確定させる法的効果を生じることとなる。しかしながら、本件において、審査請求人は、富士吉田市情報公開条例に基づく開示請求を行っていない。

なお、処分庁は審査請求人に対し、富士吉田市情報公開条例に基づく

開示請求手続を遅くとも令和6年5月2日には情報提供した(第2号証令和6年5月2日付電子メール)。また、令和7年3月21日付口頭意見陳述の際に、税務課は審査請求人に対し、一般的に税務課窓口への来庁者に対しては本件要領を閲覧させた上で説明を行っており、審査請求人が窓口にて問い合わせをすれば本件要領を閲覧することが可能である旨の情報提供を行ったが、審査請求人は本件審査請求の裁決書の理由を確認した後に必要であったら閲覧を求めるとの回答であった。

エ また、審査請求人は、本件非開示取扱を行政指導(行政手続法第2条第6号)に該当すると主張した上で、本件非開示取扱は行政手続法第35条第3項に抵触し、かかる違法な状況を受けていることが処分性を基礎づけると主張する(なお、行政手続法第3条第3項の規定により、富士吉田市行政手続条例(平成9年3月31日条例第1号)第33条第3項が適用されるため、同条の適用を求めたものと解する。)

行政指導とは「市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。」

(富士吉田市行政手続条例第2条第8号)と規定され、特定の者に一定の作為又は不作為を求める行為であることが要件となっている(第11号証及び第12号証)。しかしながら、本件非開示取扱は、電話照会に対して、市税務課職員が本件要領を開示しない等の応答を行ったにすぎず、審査請求人に対して作為又は不作為を求める行為ではないことから、行政指導には該当しない。

この点、審査請求人は所有者名及び土地を特定して照会したと主張するが、所有者名及び土地を特定して照会したとしても、市の機関が審査請求人に対して一定の作為又は不作為を求めた行為ではない以上、行政指導に該当するということとはできない。

よって、本件非開示取扱が行政指導に該当することを前提とする審査請求人の主張を採用することはできない。

オ 以上のとおり、審査請求人が本件審査請求の対象とする本件非開示取扱には処分性を認めることができないことから、本件非開示取扱についての本件審査請求を却下する。

（２）本件非開示取扱に関する審査請求期間について

ア 行政不服審査法第１８条第１項は「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月…を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない。」と規定する。

審査請求人は、令和５年１２月２７日、同月２８日及び令和６年１月１０日頃に市税務課との電話において本件非開示取扱を受けたと主張する。本件審査請求は、令和６年４月１６日付審査請求書により行われているところ、令和６年１月１０日を起算日として考えるのであれば、その翌日からすでに三か月を経過しており、審査請求期間を徒過していると思える。そこで、本件非開示取扱について審査請求期間の起算点が問題となる。

なお、第1号証によれば、審査請求人が令和5年12月26日に市税務課に対して架電した記載があるが、審査請求人から同日の架電の主張がないことから、同日の架電の事実は判断しない。また、令和6年1月10日頃の架電の事実については、処分庁からも審査請求人からも裏付けとなる客観的な証拠が提出されていないものの、令和7年3月21日付口頭意見陳述において、審査請求人が11日かもしれないし9日かもしれないと発言していたことからすれば、「令和6年1月10日頃」とは令和6年1月10日の前後1日程度の誤差であると考えられることから、最終電話応答日を遅くとも令和6年1月11日として以下検討する。

イ この点、審査請求人は、本件非開示取扱の確認の日を2段に捉え、その処分の状況を納税通知書で確認した日も基準日と考えていると主張し、その上で、令和5年12月に電話照会した①高圧線下の農地、②土砂災害防止法における土地についての固定資産税の課税状況を確認できるのは令和6年4月1日の納税通知書（令和6年4月8日受理）が最短であること、及び、電話照会以降、市税務課からの補足説明がなく、かつ「所要の補正」の手続が行われていないことの必要十分条件の確認ができたことから、納税通知書の受理日である令和6年4月8日を内容の確認できた起算日としていると主張する。

しかしながら、本件において、審査請求人が求めているのは、本件非開示取扱の取消し、本件要領の開示及び市のホームページへの公表であり、本件非開示取扱は電話応答という事実行為としてなされたものである。これに対し、本件賦課決定は税額の決定という法的効果を有する処

分であるから、本件非開示取扱と本件賦課決定は性質及び効果を異にするものである。よって、本件非開示取扱の確認の日を２段に捉えるべきとする審査請求人の主張を採用することはできない。

本件において、審査請求期間の起算日たる本件非開示取扱を知った日は、最終電話応答日である遅くとも令和６年１月１１日と解するのが相当であり、起算日を本件賦課決定を知った日である令和６年４月８日と解することはできない。

よって、本件審査請求は、本件非開示取扱を知った日の翌日からすでに三か月を経過した後に提起されたものである。

ウ 正当な理由について

上記のとおり、本件非開示取扱についての審査請求は行政不服審査法第１８条第１項本文に該当する。そこで、同項ただし書に規定する「正当な理由」があるか検討する。

この点、審査請求人は、通常、納税通知書が郵送される８日間は、３ヶ月の期間から考慮される日であると主張し、また、審査請求について市の書式の不備等の審査請求に係る市の事務処理の状況も精査して３ヶ月が経過しているのか、その間に考慮すべき事象があるか等を再検討して３ヶ月の期間の認定をお願いしたいと主張する。

しかしながら、上述したとおり、本件非開示取扱と本件賦課決定は性質も効果も異なるものであるから、本件賦課決定に関する事由を考慮すべきではない。よって、本件において、納税通知書が郵送される８日間

を考慮すべきではない。

また、審査請求人が「市の書式の不備等の審査請求に係る市の事務処理の状況」のために審査請求の提起が遅れた可能性を指摘している点については、抽象的な主張に留まり、具体的な事実による主張がなされていないことから、「正当な理由」に該当するか否かを判断することができない。

エ よって、本件において、審査請求期間の徒過について「正当な理由」があったと認めることはできない。なお、「正当な理由」について審査請求人から具体的な事実に基づく主張立証があったとしても、そもそも本件非開示取扱に処分性が認められないため却下すべきであるとの結論に変わりはない。

（３）本件非開示取扱が違法又は不当かについて

ア 本件において審査請求人は、富士吉田市が本件要領を内規とし、任意の開示に応じていないこと及び公表していないことが違法又は不当であると主張する。

イ 地方税法第３８８条第１項は、「総務大臣は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（以下「固定資産評価基準」という。）を定め、これを告示しなければならない。」と規定し、同法第４０３条第１項は、「市町村長は、…第３８８条第１項の固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならない。」と規定し、固定資産評価基準は法律の授権に基づき規律されたものである。

また、地方税法が固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を総務大臣の告示に係る固定資産評価基準に委ねたのは、「全国一律の統一的な評価基準による評価によって、各市町村全体の評価の均衡を図り、評価に関与する者の個人差に基づく評価の不均衡を解消するために、固定資産の価格は評価基準によって決定されることを要するものとする趣旨であると解され」ており（第6号証）、固定資産評価基準は総務大臣の告示により公表されている。

かかる地方税法第388条第1項が固定資産の評価等を固定資産評価基準によることとした趣旨からすれば、複数の市町村が定めているいわゆる固定資産評価事務取扱要領（富士吉田市においては「固定資産税土地評価取扱要領」）は、固定資産評価基準を具体化し固定資産評価基準に基づいて評価を行う者の主観的評価を排除するための事務手続きを定めたものと解するのが相当である。

そして、固定資産評価事務取扱要領には、法律の授權がないため、行政規則であると解されるところ、第15号証（第10回固定資産税研修会質疑応答記録）によれば、固定資産評価事務取扱要領の策定を義務付け、あるいは公表を義務付けるような国からの通達等はないものと考えられる。同様に、同要領の策定を明示的に推奨し、あるいは公表を明示的に推奨する国からの通達等もないものと考えられる。

むしろ、第13号証（全市区町村における固定資産税土地評価取扱要領のHP公開状況等）によれば、全国の1725の自治体（全国市町村1718に加えて、北方領土6村、東京都23区を1自治体とカウント

した数)において、所要の補正に言及している固定資産評価事務取扱要領をホームページ上公表しているのは30自治体であり、全体の1.74%であった。

ウ よって、上記の固定資産評価事務取扱要領の趣旨及び性質、固定資産評価事務取扱要領の策定・公表に関する国の通達等がないと考えられること並びに全国の自治体のホームページにおける公開状況に鑑みれば、処分庁が本件要領を内規として取り扱い、任意開示に応じず公表していないことが違法又は不当ということとはできない。

エ その他、審査請求人は、富士吉田市情報公開条例に基づく開示請求を行えば、同条例第6条に規定される開示しないことができる公文書に該当しない限り、本件要領は開示されるものであるにもかかわらず、市税務課が内規であるとして外部公開しない行為は、富士吉田市情報公開条例に反していると主張する。

しかしながら、上記のとおり、本件要領を内規として扱うことは違法又は不当ではない。富士吉田市情報公開条例は、「公文書」(同条例第2条第2号)に関する個々の開示請求について、個々の請求ごとに要件該当性を判断した上で、開示決定又は非開示決定を行う手続を定めたものであり、同条例に基づいて開示可能な文書はすべて公表すべきという法的効果を生じさせるものではない。よって、市税務課が本件要領を内規として取り扱う行為は、富士吉田市情報公開条例に反しない。

オ また、審査請求人は、3年後に本件要領の公表手続が行われない場

合は、行政不作為を原因に審査請求をすることは可能と理解してよいかと主張する。

しかしながら、行政不服審査法第3条の規定する不作為についての審査請求は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請」を行ったにもかかわらず行政庁が処分を行わない場合を対象とするものである。本件要領の公表を求める行為は、法令上の申請行為が予定されていないものであるから、行政不服審査法第3条に該当せず、不作為についての審査請求をすることはできないものと解される。

なお、本件要領は、前述のとおり、公表を義務付けられていないと解されるため、その公表を求める行為は行政庁の裁量に委ねられている事実行為であり（第7号証）、行政庁に対して要望できるに留まるものである。この点、第7号証について審査請求人は行政事件訴訟法と本件は異なると主張するが、行政庁の行う「公表」の性質及び効果等を判示した裁判例であるから、本件に援用することは合理性を有する。

カ さらに、審査請求人は、本件非開示取扱が行政指導に該当することを前提に、富士吉田市行政手続条例第33条第3項（行政手続法第35条第3項から読み替え）において、「行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、本件非開示取扱において本件要領を交付しなかったことが違法又は不当であると主張する。しかしながら、すでに述べたとおり、本件

非開示取扱を行政指導と解することはできないため、かかる主張を理由として本件非開示取扱が違法又は不当ということとはできない。

キ　そして、審査請求人は、本件要領を非公開とする旨の内規または決済文書の有無を照会したところ該当する規定・文書は存在しないとの回答を受けたことから、本件要領を非公開とすることの法的根拠及び事実に基づく記述内容になっていないと主張する。

しかしながら、審査請求人の開示請求に基づき開示された文書をみると、富26税務第490号の起案文によれば、「本市土地評価要領は平成11年度に作成され」たことが認められ、同起案文によって本件要領の改正のための起案決済がなされたことが認められる。また、その際に、本件要領を公表するのであれば必須の手続である富士吉田市公告式条例（昭和51年条例第40号）による公表のための手続が採られていないことから、本件要領は内規として扱う判断がなされていることが認められる。よって、本件要領は平成11年度に作成され、遅くとも富26税務第490号の起案決済の際には内規の取扱いとされているものであり、処分庁の主張は法的根拠及び事実に基づいたものといえることから、審査請求人の主張を採用することはできない。

ク　それから、審査請求人は、税務課が税務課窓口への来庁者に対して本件要領を閲覧させた上で説明を行っていることは、部分的であっても実質的な外部公開にあたり、弁明書の記載と矛盾すると主張する。

しかしながら、本件要領は内規であるから、任意に開示するか否かは行政庁の裁量に委ねられている事実行為である。本件において、税務課

では本件要領の「写しの交付」ではなく、本件要領の「閲覧」の限度で認める扱いを行っているが、このことは行政庁の合理的な裁量の範囲内であり、違法又は不当とはいえない。また、処分庁の弁明書は、審査請求人が本件要領の写しをFAXで送信することを求めた行為に対して写しの交付をしないこと及び非公表であることに関する弁明であるから、窓口での閲覧に応じる対応とは矛盾しない。

ケ なお、市税務課職員の電話応答内容に関し、処分庁は、本件要領は内規であり外部公開していないことから富士吉田市情報公開条例に公文書開示請求を行えば開示可能であること等を伝えたと主張し、また、本件土地1の地目である農地に関して、高圧線下補正は固定資産評価基準に記載されていないことから補正を適用していないこと及び本件土地2の地目である山林に関して、土砂災害（特別）警戒区域補正は固定資産評価基準に記載されていないことから補正を適用していないことを伝えたと主張する。これに対し、審査請求人は、処分庁の主張するような説明はなかった、第1号証について電話内容の修正等を行わず直接やり取りした内容を提出してほしい等と主張する。

電話対応に関する証拠は、市税務課から「令和5年12月26日から同年同月28日までの間における電話対応記録を印刷した書面」（第1号証）が提出されているところ、これは電話対応した市税務課職員が記憶をもとにまとめた記録であり、富士吉田市においては通話内容の録音を行っていない（令和7年3月21日口頭意見陳述）。第1号証において、具体的な問答が記録されているため、審査請求人と電話対応を行った市税務課職員とのおおよその通話内容を確認することはで

きるものの、録音を行っていない以上、審査請求人の主張するような当時の通話内容の一言一句を客観的証拠により明らかにすることはできない。

よって、両者の対立する主張について、客観的証拠により事実を明らかにすることができないため、本主張については判断しない。

3 その他

本件土地１に高圧線下補正が適用されていないこと及び本件土地２に土砂災害補正が適用されていないことに関連する主張がなされている。しかしながら、審査請求人が審査請求書を３回に渡って補正し、本件審査請求の対象は本件非開示取扱とすることとなったのであるから、本件要領の任意開示及び公表に関しない主張についてまで判断すべきではないから、所要の補正が適用されていないことに関連する主張については判断しない。

審理員意見書２にあるように、「所要の補正」の適用を求めることは、「固定資産課税台帳に登録された価格…について不服がある場合」

（地方税法第４３２条第１項）に該当し、固定資産評価審査委員会が判断すべき事項であるから、そもそも当該主張について判断することはできない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第４５条第１項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 8 年 6 月 22 日

審査庁 富士吉田市長 堀内 茂 官印

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、富士吉田市を被告として（訴訟において富士吉田市を代表する者は、富士吉田市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に富士吉田市を被告として（訴訟において富士吉田市を代表する者は、富士吉田市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

裁 決 書 2

審査請求人

〇〇

〇〇

処 分 庁

富士吉田市長

審査請求人が令和 6 年 4 月 1 6 日に提起した審査請求（行不服〇〇及び行不服〇〇、以下、「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

本件審査請求は、当初、令和 6 年度の固定資産税・都市計画税の賦課決定（以下、「本件賦課決定」という。）のうちの一部の土地の評価において「所要の補正を適用すること」を請求したものの、3 回の補正を経て、①市税務課が「固定資産税土地評価取扱要領」を市税務課長等の内部決済（推測）で非開示の取扱いとしていると電話説明した処分の取消し並び

に同要領を開示及び公表することを求め、また、②令和6年4月30日付補正命令（富6総務発第109号）の取消し及び適正な内容に修正することを求めたものである。

審理関係人の主張の要旨

1 本件補正命令の処分性

（１）処分庁の主張

ア 本件補正命令は、補正を促すにとどまるものであって、補正を命ぜられた審査請求人の権利義務を直接形成し、あるいはその権利義務の範囲を確定するものではないから、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しない。

イ また、行政庁の処分に当たらない以上、当然に不服申立てについての教示をする必要はない。

ウ 仮に処分に当たるとしても、法第7条第1項に「次に掲げる処分及びその不作為については、第2条及び第3条の規定は、適用しない」との規定及び同項第12号「この法律に基づく処分」との規定に基づき法第2条の適用除外となり、不適法であるため却下されるべきである。

（２）審査請求人の主張

ア 本件補正命令は市総務課による不利益な処分と思われる。

イ 市の補正命令は、固定資産評価審査委員会で十分な審査が不可能である。不適正な市総務課の処分を適正にするよう審査請求することは、

十分に意味があると考える。

ウ 本件補正命令は、補正をしなければ駄目という命令及び固定資産評価審査委員会の方でやりなさいという命令になっている。しかしながら、審査請求人は価格について不服を言っておらず、あくまでもその基準となっている考え方がどうなっているかを確認することを求めている。本件補正命令は適正ではないから処分性がある。

エ （処分庁の主張ウについて）本件補正命令は、行政不服審査法第23条に基づく命令として、申立人に補正義務を課すものであり、申立人の法律上の地位に具体的影響を及ぼす処分に該当する。行政不服審査法第7条第1項第12号の「この法律に基づく処分」は、あくまで本法に基づく形式的などの処分のうち、審査請求の対象外とされるものを除外する趣旨である。本件のように処分性を有する補正命令が違法又は不当であるかどうかは、審査対象となるべきである。

2 本件補正命令について訴えの利益

（1）処分庁の主張

補正後の審査請求書について審理手続を開始しており、本審査請求において、取り消しまたは変更すべき不利益はない。

（2）審査請求人の主張

不利益処分と思われる案件に教示を示さず、時間経過と処分に対する意見を述べる機会をとらえることができないことは、行政不服審査法の第1条の目的からみても、市総務課が法律の運用を我田引水し

ているように感じられる。

3 本件補正命令が違法又は不当かについて

(1) 審査請求人の主張

ア 市総務課は、審査請求人の提出した審査請求書の理由欄に記載した「所要の補正を適用すること。」の記述について、「税額を減額することを認めている。」(原文ママ)と読めるとしているが、審査請求人側は固定資産税台帳に登録された価格に不服があると説明していない。そのため、審査請求(価格以外に関する事項)で本審査請求を行っている。市総務課職員による電話照会時に、「所要の補正」に関する市の資料がなく、手探りの状態である旨を説明済みである。この状況から判断して、「所要の補正を適用すること。」が単刀直入に趣旨の説明ができると説明した。

イ 行政手続法(原文ママ)第23条の補正命令は、土地の所在地名が異なるなど、明確に不備のあるものは理解できるが、「所要の補正を適用すること。」が「税額を減額することを求めている。」とする条文解釈については、行政実例や判例等を引用して、明確な説明が必要である。これまでの市の説明は、行政実例や判例等を参照して説明しておらず、市の説明の通りに理解しなさいという論調である。

ウ とりわけ、固定資産税台帳に登録された価格に不服があると述べていないこと、市総務課では、「所要の補正」については、市税務課の内規で外部公開していないことを知っていることから、審査請求人が手探りの状態であり、「登録された価格について不満がある場合。」ことを

考える以前の問題であることは理解してい（原文ママ）る。

エ 「所要の補正」は市税務課の所管業務であり、市固定資産評価審査委員会にこの事案を回しても、同審査委員会の所管外の業務であることから、同審査委員会で十分な審査が不可能なことも理解している。

オ 市税務課は「所要の補正とは、評価額の算定過程において適用される。」としているにもかかわらず、市総務課は「所要の補正を適用すること。」が「税額を減額することを求めている。」と市税務課と異なる解釈を行い、固定資産評価審査委員会の業務と判断し、調整未了が生じている。

カ 処分庁は行政実例として佐倉市の裁決書を提出している。佐倉市の事例は路線価の設定に関するものであり、固定資産税実務提要 2470 頁上、「例 2」において路線価の設定等に係る事例は固定資産評価審査委員会の行う業務範囲と整理されている。これに対し、本件で審査請求している①高圧線下にある土地の補正、②土砂災害防止内にある土地の補正、いわゆる「所要の補正」と異なるものである。「所要の補正」は、固定資産税実務提要 2471 頁において審査申出の対象とならない業務に整理されているように思われる。本件で審査請求している①高圧線下の農地、②土砂災害防止法における土地とは事例が異なる。この件について、判例、行政実例等を引用した説明を求めている。

キ また、市税務課が提出した第 5 号証（福岡県福岡市の裁決書）は、土砂災害防止法における土地について取り上げており、本件補正命令における固定資産評価審査委員会の審査の申出とすべきとの命令内容に

矛盾する。「所要の補正」の適切な方法や運用について市総務課、市税務課、固定資産評価審査委員会が協議し、県や国の関係機関に確認するなどして説明してほしい。

ク 令和6年4月30日付総務発第109号の起案文書において、①審査請求人は「所要の補正」の考え方を確認するために審査請求したと電話で説明していたにもかかわらず、電話確認した記録の添付がない、②固定資産評価審査委員会との調整結果の添付又は合議がない、③不利益処分を行う明確な根拠（行政事例・判例・国と通達等）がなく職員の個人的な判断である、④不利益処分について教示がない。

ケ 本件補正命令には行政不服審査法第19条に違反する具体的な指摘がなく、「所要の補正を適用すること。」を価格の減額と一方的に判断し、23条に基づき補正を命じている為、要件を満たさない違法な命令である。

申出先を固定資産評価審査委員会とする指示命令には法的根拠（法律、通達、行政事例など）が示されておらず、これも違法又は不当である。

（２）処分庁の主張

ア 審査請求書の理由欄に「減価を適用すること」と記載があり、現在の評価額が適正ではないので「所要の補正を適用すること」つまり税額を減額することを求めていると読める。

イ 確かに審査請求人において、電話での照会のなかで、今回の審査請

求は価格に関する不服ではないと話されていたが、審査請求書上では「減価を適用すること」、つまり、価格を減額することを求めていると読めることで行政不服審査法における審査請求の手続で審理することができる対象となるか不明確であった。

ウ 所要の補正とは、評価額の算出過程において適用されるものである。

エ 市街地宅地評価法においては、街路ごとに路線価を付設し、路線価を基礎として画地計算法（固定資産評価基準別表第3に定められている土地の立地条件に応じた補正方法）を適用して各筆の宅地の評点数を付設する。固定資産評価基準第1章第3節二（一）4に「市町村長は、宅地の状況に応じ、必要があるときは、画地計算表の附表等について、所要の補正をして、これを適用するものとする。」と規定されていることから、所要の補正とは価格を構成する一要素であるといえ、地方税法第432条第1項に規定する価格に該当する。

理 由

1 論点に対する判断

（1）本件補正命令の処分性について

ア 行政不服審査法は、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度」として審査請求手続を定めている。その対象は「処分その他公権力の行使に当たる行為」、すなわち処分性を有する行為である（行政不服審査法第1条第

1 項)。

そして、「処分その他公権力の行使に当たる行為」とは「公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」をいうと解されている（最一小判昭和39年10月29日判決 民集18巻8号1809頁）。

行政不服審査法第23条は、「審査請求書が第19条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。」と規定し、同法24条第1項は、「前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、…裁決で、当該審査請求を却下することができる。」と規定する。

これらの条文の定めは、補正命令を受けた者が仮に補正に応じなかった場合には、審理手続を経ないで審査請求が却下される可能性があるものの、あくまで「却下することができる」とされているため、必ずしも却下されるとは限らない。そのため、補正命令の段階においては、補正命令を受けた者は補正に応じるか否かを自身の自由な意思により決定することができ、仮に、補正命令に応じなかった場合に、審査請求が却下される可能性があるとしても、却下裁決の段階に至ってはじめて直接権利義務を形成され又はその範囲が確定されることになるかと解される。

よって、行政不服審査法第23条に基づく補正命令は、補正を促す

に留まり義務を課すものではないから、直接、補正命令を受けた者の権利義務を形成し又はその範囲を確定するものではないと解するのが相当である。

イ 本件においては、令和6年4月30日付本件補正命令（富6総務第109号）は行政不服審査法第23条に基づいてなされたものであり、補正を促すに留まるものである。この点、審査請求人は、不利益な補正命令を受けた、補正しなければ駄目という命令を受けた、本件補正命令が行政不服審査法第23条に基づく命令として審査請求人に補正義務を課している等と主張するが、上記のとおり、本件補正命令は補正を促す効果を有するに過ぎず、仮に審理手続を経ないで却下裁決がなされた場合に初めて審理手続を受けられなかったという効果が生じるものと解される。

ウ よって、本件補正命令には処分性が認められないため、本件補正命令についての本件審査請求は却下すべきである。

なお、審査請求人は本件補正命令に不服申立ての教示がないと主張するが、本件補正命令には処分性が認められない以上、不服申立ての教示がないことは適法である。

（２）本件補正命令についての本件審査請求の訴えの利益

ア 訴えの利益とは、当該処分を取り消す実際上の必要性のことをいうところ、処分庁は、本件審査請求手続は補正後の審査請求書について審理手続を開始しており本審査請求において取消し又は変更すべき不利益はないと主張する。

イ そこで本件についてみると、審査請求人は、本件要領における「所要の補正」の考え方を確認するために審査請求を提起していると説明したにもかかわらず、本件補正命令において、「土地の評価額を減価して税額の減額を求めるものであることが明らかである」として固定資産評価審査委員会への審査申出をすべきとされたことが違法又は不当である等と主張し、固定資産評価審査委員会への審査申出によるのではなく、行政不服審査法に基づく審査請求手続で扱うべきとして本件補正命令の取消し及び変更を求めている。

しかしながら、上記第 7 の 2 (1) で述べたとおり、補正命令に応じなければ審理手続を経ずに審査請求が却下される可能性があったが、却下されることはなく、実際には行政不服審査法に基づく審査請求手続を受けている。具体的には、本件審査請求は、令和 6 年 6 月 1 9 日に審理員を指名し審理手続を開始し、処分庁からの弁明書の提出及び審査請求人からの反論書の提出を経て、令和 7 年 3 月 2 1 日に口頭意見陳述を実施し、令和 7 年 1 0 月 7 日に審理手続を終結しており、まさに審査請求人の求める手続による審理を受けている。

ウ よって、本件補正命令を取消す実際上の必要性を欠くことから、本件補正命令の審査請求は訴えの利益を欠き、却下すべきである。

エ なお、行政不服審査法において求めることができるのは処分の取消し又は変更（行政不服審査法第 4 6 条第 1 項）であるから、審査請求人の主張するような「考え方を確認する」ことを請求の趣旨とすることはできない。

(3) 本件補正命令が違法又は不当かについて

ア 上記第7の2(1)及び(2)に述べたとおり、本件補正命令には処分性が認められず、また本件補正命令についての本件審査請求は訴えの利益を欠くため、審査請求を却下すべきであるから、本件補正命令が違法又は不当か否かの判断は不要であるが、処分庁の弁明及び審査請求人の反論の経緯からみて判断するのが望ましいと解されることから以下付言する。

イ 審査請求人は、概ね①「所要の補正」は市税務課の所管業務であるから「所要の補正」に関する不服申立ては市固定資産評価審査委員会による審査ではなく、行政不服審査法に基づく審査請求手続において審査されるべきであるにもかかわらず、本件補正命令が審査請求人の請求を「登録された価格について不服がある場合」に該当するとしていることは違法又は不当であると主張し、また②「所要の補正」の考え方を確認するために審査請求を提起していると説明したにもかかわらず、本件補正命令上「土地の評価額を減価して税額の減額を求めるものであることが明らかである」として固定資産評価審査委員会への審査申出をすべきとされたことが違法又は不当であると主張する。

ウ そこでまず、所要の補正を適用することが「固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合」(地方税法第432条第1項)に該当するか否かについて判断する。

(ア) 地方税法第432条第1項は、「固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税

台帳に登録された価格…について不服がある場合においては、…文書をもって、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。」と規定し、また、同条第3項は、「固定資産税の賦課についての審査請求においては、第一項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない。」と規定していることから、「登録された価格」に関する不服を行政不服審査法に基づく審査請求で行うことはできず、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出によらなければならない。

本件要領において「所要の補正」は、第4章第3節に記載されており、第3節の1(1)において「所要の補正」の趣旨が明記されている。具体的には、本件要領第3節の1(1)は、「市町村長は、評価の均衡を確保するために、宅地の状況に応じ必要があるときは評価基準における附表等に所要の補正を加えて適用することができる」とされている(評価基準第1章第3節二(一)4、(二)5)。これは、路線価の付設又は状況類似地区の認定の際に考慮される価格形成要因とは別に、価格の低下等の原因が各地の個別的要因によるもので、またその影響が局地的である等の事情がある場合に、それらを考慮した土地の評価をするために設けられている。そのため、所要の補正は評価基準に定める各種補正の趣旨と、補正率の相関関係等を考慮して適正な補正が行われるよう留意するとともに、市町村の土地評価事務取扱要領等に補正の適用方法等を具体的に規定する必要がある。」とする。

かかる記載のとおり、本件要領における「所要の補正」は固定資産評価基準第1章第3節二（一）4、（二）5の規定を根拠とするものであるところ、固定資産評価基準第1章第3節二（一）4及び同（二）はともに各筆の宅地の評点数を付設する場合において、市町村長が宅地の状況に応じ、必要があるときは、所要の補正を適用するものと規定する。そして、本件要領における「所要の補正」は、各筆の宅地の評点数を付設する際の補正方法を定めているものである。

固定資産課税台帳に登録される価格は、各筆の宅地の評点数に評点一点あたりの価額を乗じて算出するものであるところ、「所要の補正」の適用によって各筆の宅地の評点数が補正されるのであるから、「所要の補正」の適用は「固定資産課税台帳に登録された価格」（地方税法第432条第1項）に関する事柄であると解される。

したがって、所要の補正の適用を求める不服申立ては、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服であるから、固定資産評価審査委員会に対する不服の申出によらなければならない。

（イ）千葉県佐倉市の令和4年9月5日付裁決書（佐行第426号）（第4号証）も同旨である。この点、審査請求人は、佐倉市の事例は路線価の設定に関するものであり事案を異にすると主張する。しかしながら、千葉県佐倉市の裁決は、路線価の算定に係る不服と所要の補正に係る不服の2つの論点について判断を示したものであり、そのうち、所要の補正に係る不服について「審査請求人が主張する所要の補正は、評価要領中の道路高低差補正等であるが、これらは固定資産評

価額の算定に際して用いられる補正である」として固定資産税の価格に関する不服であると判断しているのであるから、上述の所要の補正の適用が「固定資産課税台帳に登録された価格」（地方税法第432条第1項）についての不服であるとの判断と同旨である。

（ウ）また、審査請求人は、第5号証（福岡県福岡市の裁決書）は、土砂災害防止法における土地について取り上げており、本件補正命令における固定資産評価審査委員会の審査の申出とすべきとの命令内容に矛盾すると主張する。

しかしながら、福岡県福岡市の令和4年3月30日付裁決書は、固定資産税及び都市計画税の賦課処分に対する行政不服審査法に基づく審査請求事件において、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服は固定資産評価審査委員会に審査の申出ができる事項に係る主張であるため審査請求においては不服の理由とすることはできないと示した上で、審査請求人が土砂災害特別警戒区域内の土地に減額補正を適用した後の評価額が実態と比して高額であると主張していることについて、当該主張は固定資産課税台帳に登録された価格についての不服に帰着すると判断したものである。他方、本件補正命令は、所要の補正を適用することを求めるのであれば固定資産課税台帳に登録された価格についての不服に該当することを示したものであり、第5号証と本件補正命令の内容は矛盾しない。

（エ）そして、審査請求人は「所要の補正」は固定資産税実務提要2471頁の「○審査申出の対象とならないもの（行政不服審査法の異議申

立ての対象となる。)」とされる業務に整理されると主張する。しかしながら、かかる項で例示されるものは「すべて課税庁の認定の問題であり、評価額の問題ではない。」ものであるところ、「所要の補正」の適用は評価額の問題であるから、「所要の補正」は固定資産税実務提要 2 4 7 1 頁の「○審査申出の対象とならないもの」には該当しない。

エ 次に、審査請求人が「所要の補正」の考え方を確認するために審査請求を提起していると説明したにもかかわらず、本件補正命令上「土地の評価額を減価して税額の減額を求めるものであることが明らかである」として固定資産評価審査委員会への審査申出をすべきとされたことが違法又は不当かについて検討する。

(ア) そもそも行政不服審査法に基づく審査請求手続は、行政庁の処分不服のある者が、処分の全部もしくは一部を取消し又はこれを変更することを求めるための手続であるから（行政不服審査法第 4 6 条第 1 項）、「所要の補正」の考え方を確認することを請求の趣旨とすることはできないものであることはすでに述べたとおりである。

(イ) また、行政不服審査法が書面審理中心主義を採用し、同法第 1 9 条第 1 項が「審査請求は、他の法律（条令に基づく処分については、条例）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。」と規定していることからすれば、審査請求において対象とする処分並びに審査請求の趣旨及び理由等は審査請求書自体から客観的に判断するべきである。

(ウ) 本件において、令和6年4月16日付審査請求書には、「1 審査請求に係る処分の内容」欄に「令和6年4月1日付け、富士吉田市長から納税通知書の通知があった土地のうち、次の土地の土地評価について、所要の補正を適用すること。」と記載され、「3 審査請求の趣旨」欄に「高圧線下にある土地であるので、所要の補正を適用すること」(行不服〇〇)、「当該土地は土砂災害等の防止地域にある土地であるので、所要の補正を適用すること。」(行不服〇〇)と記載され、「4 審査請求の理由」欄に「減価を適用すること。」と記載されている。

「所要の補正を適用すること」は上記第7の2(3)ウのとおり、「固定資産課税台帳に登録された価格」に関するものである。そして、本件の高圧線下補正は、対象地を「高圧線下にある土地」とし、内容を「実質的な建築制限等のため、土地利用に制約を受けることに対する減価補正」とするものであるから(本件要領第4章第3節4(3))、審査請求書の記載を客観的に見れば、「高圧線下にある土地であるので、所要の補正を適用すること」とは高圧線下補正を適用し減価補正を受けることを求めていると解釈するのが相当である。

同様に、本件の土砂災害補正は、対象地を「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)または土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定された土地で、宅地比準評価の土地」とし、内容を「建築物の構造規制や特定の開発行為に対する制限等が発生することに対する補正」として減価補正するものであるから(本件要領第4章第3節4(4))、審査請求書の記載を客観的に見れば、「当該土地は土砂災害等の防止地域にある土地であるので、所要の補正を適用すること。」とは、土砂災害補正を適

用し減価補正を受けることを求めていると解釈するのが相当である。

よって、かかる審査請求の趣旨の記載に加え、審査請求の理由において「減価」の適用と記載されていること、「所要の補正」の考え方を確認することを請求の趣旨とすることができないことを併せ考慮すれば、令和6年4月16日付審査請求書は、本件賦課決定処分を対象とし、所要の補正を適用し税額の減額を求めているものと解釈するのが相当である。

この点、審査請求人が電話において「所要の補正」の考え方の確認を求めていると説明していたとしても、上記のとおり「所要の補正」の考え方の確認を請求の趣旨とすることができないこと及び審査請求書の記載を考慮すれば、処分庁が令和6年4月16日付審査請求書を「価格に対する不服ではなく考え方の確認を求めているもの」として扱わなかったとしても違法又は不当ということはできない。

オ その他、審査請求人は、本件補正命令には行政不服審査法第19条に違反する具体的な指摘がないと主張する。しかしながら、本件補正命令は、「3 補正を求める内容」欄において「当該処分に係る価格以外の事項に不服がある場合は、以下のように補正を求める。」として、「(1) 「1 審査請求に係る処分の内容」について、価格以外の事項を記載する。」「(2) 「3 審査請求の趣旨」について、価格以外の事項を記載する。」「(3) 「4 審査請求の理由」について、(1) 及び(2) における理由を記載する。」という補正を求めているのであるから、行政不服審査法第19条第2項第3号及び同項第4号の記載の補正を求めて

おり、違法又は不当とはいえない。

カ なお、審査請求人は、市税務課と市総務課が「所要の補正」について異なる解釈を行い調整未了が生じていると主張するが、税務課も総務課も、所要の補正は評価額の算定過程において適用されるものと解釈し、所要の補正を適用することは地方税法第432条第1項に規定する「価格」に関する事柄であるとの同一の解釈を行っていることから、審査請求人の主張を採用することはできない。また、「所要の補正」の適切な方法や運用について市総務課、市税務課、市固定資産評価審査委員会が協議し、県や国の関係機関への確認をするなどして説明してほしいとの主張は要望と解される。

2 その他

審査請求人は、行政不服審査法に基づく審査請求手続に電子申請を導入するよう求めているが、処分に対する不服申立てではないから要望と解される。

3 結論

以上のとおり、本件補正命令に対する審査請求は、本件補正命令に処分性が認められないこと及び訴えの利益を欠くことから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 8 年 6 月 22 日

審査庁 富士吉田市長 堀内 茂 官印

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、富士吉田市を被告として（訴訟において富士吉田市を代表する者は、富士吉田市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に富士吉田市を被告として（訴訟において富士吉田市を代表する者は、富士吉田市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。